

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請等)

第1条の2 次の表の左欄に掲げる申請書、届出書、通知書、報告書又は受理書は、同表の右欄に掲げる申請書、届出書、通知書、報告書又は受理書とする。

法第8条第2項の申請書	一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第1号)
法第15条の2の5の規定による届出書	一般廃棄物処理施設設置特例届出書(様式第1号の2)
省令第4条の4第1項の申請書	一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第1号の2の2)
省令第4条の4の2の申請書	一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第1号の2の3)
省令第4条の4の4の規定による通知書	一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書(様式第1号の2の4)
省令第4条の17の報告書	特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第1号の3)
省令第5条の3第1項の申請書	一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第1号の4)
省令第5条の4の2第1項の届出書	一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第1号の5)
省令第5条の5第1項の届出書	一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第1号の6)
省令第5条の5の2第1項の申請書(省令第5条の5の4において準用する場合を含む。)	一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第1号の7)
省令第5条の5の3及び第5条の5の3の2第2項の届出書	一般廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書(様式第1号の7の2)
省令第5条の5の5の申請書	一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書(様式第1号の7の3)
省令第5条の5の10の届出書	一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書(様式第1号の7の4)
省令第5条の5の11の報告書	一般廃棄物処理施設熱回収報告書(様式第1号の7の5)
省令第5条の11第1項の申請書	一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書(様式第1号の8)
省令第5条の12第1項の申請書	一般廃棄物処理施設設置者合併(分割)認可申請書(様式第1号の9)
省令第6条第1項の届出書	一般廃棄物処理施設設置者相続届出書(様式第1号の10)
省令第12条の7の17第4項の受理書	一般廃棄物処理施設設置特例届受理書(様式第1号の10の2)
省令第12条の7の17第5項の規定による届出書	一般廃棄物処理施設設置の特例に係る変更(廃止)届出書(様式第1号の10の3)

2 市長は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書又は一般廃棄物処理施設変更許可申請書の提出があった場合において、一般廃棄物処理施設の設置又は変更の許可をしたときは、当該申請書を提出した者に対し、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証(様式第1号の11)を交付するものとする。

3 市長は、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書の提出があった場合において、一般廃棄物処理施設の熱回収施設に係る認定をしたときは、当該申請書を提出した者に対し、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証(様式第1号の11の2)を交付するものとする。

(産業廃棄物再生利用業の個別指定の申請等)

第2条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定(以下「再生利用業の指定」という。)を受けようとする者(次条の規定により再生利用業の指定を受けた者とみなされる者を除く。)は、再生利用業指定申請書(様式第1号の12)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、再生利用業の指定をしたときは、再生利用業の指定を受けた者(以下「個別指定業者」という。)に対し、再生利用業指定証(様式第2号)を交付するものとする。

3 前項の指定証の有効期間は、5年とする。

- 4 個別指定業者は、再生利用業の指定に係る事業の範囲の変更(当該事業の一部の廃止に該当する変更を除く。)をしようとするときは、再生利用業変更指定申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 5 第2項の規定は、前項の規定について準用する。
- 6 個別指定業者は、再生利用業の指定に係る次に掲げる事項を変更したときは、再生利用業指定変更届(様式第4号)を、速やかに、市長に提出しなければならない。
- (1) 住所
  - (2) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
  - (3) 事務所又は事業場の所在地
  - (4) 再生利用の目的
  - (5) 再生利用の方法
  - (6) 取引関係
- 7 個別指定業者は、再生利用業の指定に係る事業の範囲の全部又は一部を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業を再開したときは、再生利用業事業廃止(休止、再開)届(様式第5号)を、速やかに、市長に提出しなければならない。

(産業廃棄物再生利用業の一般指定)

第3条 別表の左欄に掲げる産業廃棄物を排出する事業者から当該産業廃棄物を無償で引き取り、当該産業廃棄物のみを利用してその種類ごとに同表の右欄に掲げる再生利用を業として行う者又はその再生利用に供するために当該産業廃棄物のみの収集若しくは運搬を業として行う者は、再生利用業の指定を受けた者とみなす。

(許可証等の書換え交付)

第4条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる届出をしたことを原因として許可証、認定証又は指定証の記載事項に変更を生じたときは、同表の右欄に掲げる申請書を市長に提出することにより、その書換え交付を受けることができる。

法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。)	法第9条第3項の規定による届出(省令第5条の4の2第1項第6号に掲げる事項に係るものに限る。)	一般(産業)廃棄物処理施設設置許可証書換え交付申請書(様式第6号)
法第9条の2の4第1項の認定を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設認定熱回収施設設置者」という。)	法第9条第3項の規定による届出(法第8条第2項第1号に掲げる事項に係るものに限る。)又は政令第5条の5の10第1項第6号に掲げる事項に係るものに限る。)	一般(産業)廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証書換え交付申請書(様式第6号の2)
個別指定業者	第2条第6項の規定による届出又は同条第7項の規定による一部廃止の届出	再生利用業指定証書換え交付申請書(様式第7号)
法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設設置者」という。)	法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による届出(省令第12条の10の2第1項第5号に掲げる事項に係るものに限る。)	一般(産業)廃棄物処理施設設置許可証書換え交付申請書
法第15条の3の3第1項の認定を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設認定熱回収施設設置者」という。)	法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による届出(法第15条第2項第1号に掲げる事項に係るものに限る。)又は政令第7条の4において準用する政令第5条の5の規定による届出(省令第12条の11の11において準用する省令第5条の5の10第1項第6号に掲げる事項に係るものに限る。)	一般(産業)廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証書換え交付申請書

2 法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者等」という。))は、省令第10条の10の2又は第10条の23の2の規定による許可証の書換えを受けようとするときは、産業廃棄物処理業者等許可証書換え交付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(許可証等の再交付)

第5条 次の表の左欄に掲げる者は、許可証、認定証又は指定証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、同表の右欄に掲げる申請書を市長に提出することにより、その再交付を受けることができる。

一般廃棄物処理施設設置者	一般(産業)廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書(様式第9号)
一般廃棄物処理施設認定熱回収施設設置者	一般(産業)廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証再交付申請書(様式第9号の2)
個別指定業者	再生利用業指定証再交付申請書(様式第10号)
産業廃棄物処理業者等	産業廃棄物処理業者等許可証再交付申請書(様式第11号)

産業廃棄物処理施設設置者	一般(産業)廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書
産業廃棄物処理施設認定熱回収施設設置者	一般(産業)廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証再交付申請書

(産業廃棄物処理業者等の事業の休止等の届出)

第6条 産業廃棄物処理業者等は、事業を休止し、又は休止した事業を再開したときは、産業廃棄物処理業者等事業休止(再開)届(様式第12号)を、速やかに、市長に届け出なければならない。

(欠格要件に係る届出)

第6条の2 省令第10条の10の3、第10条の10の3の2第1項、第10条の24、第10条の24の2第1項、第12条の11の3及び第12条の11の3の2第1項の届出書は、産業廃棄物処理業者等・処理施設設置者欠格要件該当届出書(様式第12号の2)とする。

(報告)

第6条の2の2 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、変更し、又は廃止したときは、当該設置、当該変更又は当該廃止の日から30日以内に、特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更、廃止)報告書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 法第12条第8項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物処理実績報告書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

3 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し、当該特別管理産業廃棄物の種類ごとに特別管理産業廃棄物処理実績報告書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

4 産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分に関し、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処分実績報告書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(事故状況等の届出)

第6条の3 法第21条の2第1項の規定による届出は、事故状況等届出書(様式第16号の2)により行うものとする。

(専門委員)

第7条 法第8条の2第3項(法第9条第2項において準用する場合を含む。 )及び法第15条の2第3項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。 )に基づき、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項について調査させるため、専門委員を置くことがある。

(最終処分場に係る届出台帳の閲覧請求)

第8条 法第19条の11第3項の請求は、最終処分場埋立処分終了届出台帳閲覧請求書(様式第17号)を市長に提出することにより行わなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際北海道知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの規則の施行の日前に北海道知事に対してなされた申請その他の行為は、この規則の規定に基づき市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成12年9月28日規則第114号)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成12年12月18日規則第119号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第38号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月1日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年10月6日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第10号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第27号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月12日規則第42号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表(第3条関係)

汚泥のうち有機性汚泥(有害物質を含むもの及び下水道汚泥を除く。)	たい肥としての利用又は肥料の製造
廃油(特別管理産業廃棄物を除く。)	燃料としての利用又は再生油としての製造
廃プラスチック類のうち廃タイヤ	燃料としての利用又は再生タイヤの製造
木くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。))並びに木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもので、PCBが染み込んだものを除いたものに限る。)	燃料若しくは家畜の敷料としての利用又は燃料、建材、肥料若しくは製紙用チップの製造
食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形上の不要物(有害物質を含むものを除く。)	飼料若しくはたい肥としての利用又は飼料若しくは肥料の製造
動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。)	たい肥としての利用

備考 「有害物質を含むもの」とは、乾物1キログラムにつき砒素含有量50ミリグラムを超えるもの、カドミウム含有量5ミリグラムを超えるもの若しくは水銀含有量2ミリグラムを超えるもの又は金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)の別表第1の第1欄に掲げる物質をそれぞれ同表の第2欄に掲げる基準値を超えて含むものをいう。

様式第1号(第1条の2関係)

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住所  
 申請者  
 氏名  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 ( )

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
△ 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出の位置、排出先等を含む。))を含む。
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事務処理欄		

## (第2面)

△ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△ 災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
	火災の発生の防止に関する事項	
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△ 一般廃棄物処理施設に係る一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

(第3面)

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)

(ふりがな)  
氏名

住所

(法人である場合)

(ふりがな)  
名称

住所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな)  
氏名

役職名・呼称

住所

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな)  
氏名

役職名・呼称

住所

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	保有する株式の 数又は出資金額	住	所
	割合		

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住	所

※手数料欄



注1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 「一般廃棄物処理施設の種類」欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場のいずれかを記入し、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等のいずれかを括弧書としてください。

3 「一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類」欄には、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入してください。

4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含めてください。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。

7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

様式第1号の2(第1条の2関係)

一般廃棄物処理施設設置特例届出書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

届出者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、次のとおり届け出ます。

対象となる産業廃棄物処理施設	設 置 の 場 所	
	種 類	
	処理する産業廃棄物の種類	
	許 可 の 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	第 号
	処 理 能 力	n $\phi$ /日 ( ) 時間 t/日 ( ) 時間 n $\phi$ /時間 t/時間
	設 置 許 可 の 条 件	
処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	(種類) (量) n $\phi$ ・t/日	
一般廃棄物処理開始予定年月日	年 月 日	
※ 事 務 処 理 欄		

注 ※印の欄は、記入しないでください。  
様式第1号の2の2(第1条の2関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所  
申請者  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
しゅん功の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受付欄	

様式第1号の2の3(第1条の2関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所  
申請者  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定による一般廃棄物処理施設の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※ 事 務 処 理 欄	

注 ※印の欄は、記入しないでください。  
様式第1号の2の4(第1条の2関係)

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の検査の結果について、次のとおり通知します。

旭川市長

印

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種 類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定 期 検 査 の 結 果	
次 回 の 検 査 期 限	年 月 日
備考	

様式第1号の3(第1条の2関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

報告者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 の 場 所	
埋立処分開始年月	年 月
埋立処分終了予定年月	年 月
放流水の水質及び放流水を採取した年月日	年 月 日
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

注1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年総理府・厚生省令第2号）第1条第3号口の規定により測定したものを記載してください。

様式第1号の4(第1条の2関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所  
 申請者  
 氏 名  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 ( )

一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変 更 後	変 更 前
		$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$
	埋立地の面積	$m^2$	埋立地の面積 $m^2$
	埋立容量	$m^3$	埋立容量 $m^3$
△ 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可の年月日		年 月 日	
※許可番号		第 号	
※事務処理欄			

(第2面)

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)

(ふりがな)  
氏名

住

所

(法人である場合)

(ふりがな)  
名称

住

所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな)  
氏名

役職名・呼称

住

所

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな)  
氏名

役職名・呼称

住

所



(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	保有する株式の 数又は出資金額	住	所
	割合		

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住	所

※手数料欄

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 「一般廃棄物処理施設の種類」欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場のいずれかを記入し、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等のいずれかを括弧書としてください。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含めてください。
- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあつては生物化学的酸素要求量、浮遊物質質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場にあつては排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。
- 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

様式第1号の5(第1条の2関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所  
届出者  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△ 省令第5条の4(同条第6号を除く。)に規定する事項の変更		
	省令第5条の4第6号に掲げる事項		
	(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※ 事 務 処 理 欄			

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。  
3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄は、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。  
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。

様式第1号の6(第1条の2関係)

(表)

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

届出者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住 所 氏 名 電話番号 ( )
設 置 場 所	
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	埋立地の面積 m <sup>2</sup> 埋立ての深さ m 覆土の厚さ m
※ 事 務 処 理 欄	

(裏)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )	性 状

注 ※印の欄は、記入しないでください。  
様式第1号の7(第1条の2関係)

(表)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

申請者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する

法律 {第 9 条 第 5 項} の規定により、次のとおり申請します。  
{第 9 条 の 2 の 3 第 2 項}

設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立ての深さ	埋立地の面積 m <sup>2</sup>	埋立ての深さ m
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	

(裏)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※ 事務処理欄	

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「最終処分基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。

3 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。

4 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。

様式第1号の7の2(第1条の2関係)

一般廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

届出者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条<sup>第6項</sup><sub>第7項</sub>の規定により、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当する欠格要件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号 ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・リ・ヌ・ル
欠格要件に該当するに至った 具 体 的 事 由	
欠格要件に該当するに至った 年 月 日	年 月 日

注1 「該当する欠格要件」欄、「欠格要件に該当するに至った具体的事由」欄及び「欠格要件に該当するに至った年月日」欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項の規定により届け出る場合に記載してください。

2 「該当する欠格要件」欄は、該当する記号を○で囲んでください。  
様式第1号の7の3(第1条の2関係)



(表)

一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

申請者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者としての認定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、次のとおり申請します。

熱回収施設の設置の場所		
※ 認 定 の 年 月 日	年 月 日	
※ 認 定 番 号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
※ 事 務 処 理 欄		

(裏)

注1 ※印の欄は、記入しないでください。

- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入してください。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機の出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力）を記載してください。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含めてください。
  - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図面
  - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 6 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入してください。
- 7 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載してください。

様式第1号の7の4(第1条の2関係)

一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

申請者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

熱回収施設の休廃止等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、次のとおり届け出ます。

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理 由	
	年月日	年 月 日
廃止若しくは休止又は再開したとき	理 由	(廃止・休止・再開の別)
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理 由	
	年月日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄		

注1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。

様式第1号の7の5(第1条の2関係)

一般廃棄物処理施設熱回収報告書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所  
申請者  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、次のとおり報告します。

認 定 の 年 月 日 及 び 認 定 番 号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年3月 31日までの1年間の熱回収率	%

注 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5  
第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載してください。  
様式第1号の8(第1条の2関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所  
申請者  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

一般廃棄物処理施設の譲受け(借受け)の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、次のとおり申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人に あつては、その代表者の氏名	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※ 譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等の許可番号	第 号
※ 事 務 処 理 欄	



(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	保有する株式の 数又は出資金額	住	所
	割合		

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住	所

※手数料欄

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含みます。

様式第1号の9(第1条の2関係)

(第1面)  
一般廃棄物処理施設設置者合併(分割)認可申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所  
申請者 名 称  
代表者の氏名  
電 話 番 号 ( )

一般廃棄物処理施設の設置者の合併(分割)について認可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、次のとおり申請します。

① 一般廃棄物処理施設の設置の場所	
② 一般廃棄物処理施設の種類	
③ 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	
※ 認可の年月日	年 月 日
※ 認可番号	第 号
※ 事務処理欄	



⑧当事者	
(ふりがな) 氏名	住所

⑨役員		
(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住所

⑩発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（当該株主又は出資をしている者がある場合）			
発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	保有する株式の 数又は出資金額 割合	住	所



(第4面)

⑬合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者			
発行済株式の 総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	保有する株式の数 又は出資金額 割合	住	所
⑭合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、政令第4条の7に規定する使用人となる者			
(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住	所
※手数料欄			

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
2 合併の場合にあっては、「当事者」の欄は、当事者の連名としてください。  
3 ⑨～⑭の欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。  
4 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含みます。

様式第1号の10(第1条の2関係)

(表)

一般廃棄物処理施設設置者相続届出書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所  
届出者  
氏 名  
電話番号 ( )

相続により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	年 月 日
※ 事務処理欄	

(裏)

法定代理人（相続人が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	住	所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住	所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住 所
政令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）		
(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住 所

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。

3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出してください。

様式第1号の10の2(第1条の2関係)

一般廃棄物処理施設設置特例届受理書

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで届出があつた一般廃棄物処理施設設置の特例に係る届出を受理しました。

旭川市長

印

届出に係る産業廃棄物処理施設	許可の年月日	年 月 日	許可番号	第 号
	施設の種類			
	設置場所			
	処理能力			
	設置許可の条件			
処理する一般廃棄物の種類				

様式第1号の10の3(第1条の2関係)

一般廃棄物処理施設設置の特例に係る変更（廃止）届出書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

届出者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

一般廃棄物処理施設設置の特例の届出に係る  届出事項を変更したの  
 一般廃棄物の処理の事業を廃止

で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、  
 次のとおり届け出ます。

届出に係る産業廃棄物処理施設	設 置 の 場 所		
	許 可 の 年 月 日	年 月 日	
	許 可 番 号	第 号	
変 更 又 は 廃 止 の 年 月 日		年 月 日	
		変更前	変更後
変 更 事 項	産業廃棄物処理施設の種類		
	処理する産業廃棄物の種類		

様式第1号の11(第1条の2関係)

一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項（第9条第1項）の規定により、設置（変更）の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証します。

旭川市長 印

許可の年月日	年 月 日	許可番号	第 号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第3条第7項に規定する許可を受けていることを証する書類の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守してください。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けてください。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けてください。		

様式第1号の11の2（第1条の2関係）



一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証します。

旭川市長 印

認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱 回 収 の 方 法	
熱回収に必要な設備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	<p>1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出してください。</p> <p>2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出てください。</p>

様式第1号の12(第2条関係)

(表)

再生利用業指定申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所  
申請者  
氏 名  
(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

再生利用業の指定を受けたいので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業の 範 囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地 (住 所, 電 話 番 号)	事務所	電話番号 ( )
	事業場	電話番号 ( )
再 生 利 用 の 目 的		
再生 利用 の 方 法	再生利用の用に供する施設の種 類, 数量, 設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の方 式, 構造及び設備の概要	
取引 関係	排出者の氏名又は名称及び住所	
	再生活用業者の氏名又は名称及 び 住 所	
	再生輸送業者の氏名又は名称及 び 住 所	
	再生活用により得られる有用物 の 利 用 方 法	
事 業 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日

(裏)

- 注1 再生活用とは、産業廃棄物の再生利用を自ら行うために当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うことをいいます。
- 2 再生輸送とは、再生利用を行う者のために産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいいます。
- 3 「取り扱う産業廃棄物の種類」欄には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に定める種類別に記載してください。

様式第2号(第2条関係)

再生利用業指定証

年 月 日

住 所

氏名又は名称 様

旭川市長 印

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号（第10条の3第2号）の指定を受けた者であることを証します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別
	取り扱う産業廃棄物の種類
再生利用の方法	
取引関係	
指 定 期 限	年 月 日
指定の更新, 変更の状況	

様式第3号(第2条関係)

(表)

再生利用業変更指定申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所  
申請者  
氏 名  
(法人にあつては、名)  
(称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

再生利用業指定に係る事業の範囲を変更したいので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第2条第4項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号		
再生 活用 及び 再生 輸送 の別	変 更 前	
	変 更 後	
取り 扱う 産業 廃棄 物の 種類	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変更予定年月日	年 月 日	

(裏)

- 注1 再生活用とは、産業廃棄物の再生利用を自ら行うために当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うことをいいます。
- 2 再生輸送とは、再生利用を行う者のために産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいいます。
- 3 「取り扱う産業廃棄物の種類」欄には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に定める種類別に記載してください。

様式第4号(第2条関係)

再生利用業指定変更届

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

届出者

氏 名

(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

再生利用業指定に係る事項を変更したので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第2条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号		
変 更 年 月 日	年 月 日	
	変 更 前	変 更 後
変 更 事 項	住 所	
	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	事務所又は事業場の所在地	
	再生利用の目的	
	再生利用の方法	
	取引関係	

様式第5号(第2条関係)

再生利用業事業廃止（休止，再開）届

年 月 日

（宛先）旭川市長

住 所

届出者

氏 名

（法人にあつては，名  
称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

再生利用業指定に係る事業を廃止（休止，再開）したので，旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第2条第7項の規定により，次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
廃止又は再開の年月日	年 月 日
休 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止若しくは休止又は再開した事業の範囲	
廃止若しくは休止又は再開の理由	

様式第6号（第4条関係）

一般（産業）廃棄物処理施設設置許可証書換え交付申請書

年 月 日

（宛先）旭川市長

住 所

申請者

氏 名

（法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

一般（産業）廃棄物処理施設設置許可証の書換え交付を受けたいので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
施設の種類及び処理する廃棄物の種類			
設 置 場 所			
書換え交付申請の理由			
	変 更 前	変 更 後	
変 更 事 項	住 所		
	氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
	処 理 能 力		

様式第6号の2（第4条関係）

一般（産業）廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証  
書換え交付申請書

年 月 日

（宛先）旭川市長

住 所  
申請者  
氏 名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号 （ ）

熱回収施設設置者認定証の書換え交付を受けたいので、旭川市廃棄物の処理及び清掃  
に関する法律施行細則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

認 定 の 年 月 日		年 月 日	認定番号	
熱 回 収 施 設 の 設 置 の 場 所				
書 換 え 交 付 申 請 の 理 由				
		変 更 前	変 更 後	
変 更 事 項	住 所			
	氏 名 （法人にあつて は、名称及び代 表者の氏名）			
	熱回収の方法			
	熱回収に必要な 設 備			
	熱 回 収 率			

様式第7号(第4条関係)



再生利用業指定証書換え交付申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所  
 申請者  
 氏 名  
 (法人にあつては、名  
 称及び代表者の氏名)  
 電話番号 ( )

再生利用業指定証の書換え交付を受けたいので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日		
指 定 番 号			
書換え交付申請理由			
	変 更 前	変 更 後	
変 更 事 項	住 所		
	氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏 名)		
	事 業 の 範 囲	再生活用及び再 生輸送の別	
		取り扱う産業廃 棄物の種類	
	再生利用の方法		
取 引 関 係			

様式第8号(第4条関係)

産業廃棄物処理業等許可証書換え交付申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所  
 申請者  
 氏 名  
 (法人にあつては、名  
 称及び代表者の氏名)  
 電話番号 ( )

産業廃棄物処理業等許可証の書換え交付を受けたいので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 の 種 類		許可の区分	
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
書換え交付申請理由			
	変 更 前	変 更 後	
変 更 事 項	住 所		
	氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏 名)		
	事務所及び事業場の 所 在 地		
	事業の範囲に関する 事 項		
	事業の用に供する施 設並びにその設置場 所及び構造又は規模		
	積替又は保管の場所 に関する所在地、面 積、廃棄物の種類		

注1 「許可の種類」欄には、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業のいずれかを記載してください。

2 「許可の区分」欄には、新規許可（許可の更新を含む。）又は変更許可のいずれかを記載してください。

様式第9号(第5条関係)

一般（産業）廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書

年 月 日

（宛先）旭川市長

住 所

申請者

氏 名

（法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

一般（産業）廃棄物処理施設設置許可証の再交付を受けたいので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条の規定により、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
施設の種類及び処理する廃棄物の種類	
設 置 場 所	
処 理 能 力	
再交付申請の理由	破 損 ・ 汚 損 ・ 亡 失
	具体的理由

様式第9号の2（第5条関係）

一般（産業）廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証再交付申請書

年 月 日

（宛先）旭川市長

住 所  
申請者  
氏 名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号 （ ）

熱回収施設設置者認定証の再交付を受けたいので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条の規定により、次のとおり申請します。

認定の年月日	年 月 日
認定番号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	
再交付申請の理由	破 損 ・ 汚 損 ・ 亡 失
	具体的理由

様式第10号(第5条関係)

再生利用業指定証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所  
 申請者  
 氏 名  
 (法人にあつては、名  
 称及び代表者の氏名)  
 電話番号 ( )

再生利用業指定証の再交付を受けたいので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条の規定により、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
事 業 の 範 囲	再生活用及び再 生輸送の別
	取り扱う産業廃 棄物の種類
再交付申請の理由	破 損 ・ 汚 損 ・ 亡 失
	具体的理由

様式第11号(第5条関係)

産業廃棄物処理業等許可証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所  
申請者  
氏 名  
(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

産業廃棄物処理業等許可証の再交付を受けたいので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条の規定により、次のとおり申請します。

許可の種類	
許可の区分	
許可年月日	年 月 日
許可番号	
事業の範囲	
再交付申請の理由	破 損 ・ 汚 損 ・ 亡 失
	具体的理由

注1 「許可の種類」欄には、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分量、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分量のいずれかを記載してください。

2 「許可の区分」欄には、新規許可（許可の更新を含む。）又は変更許可のいずれかを記載してください。

様式第12号(第6条関係)

産業廃棄物処理業者等事業休止（再開）届

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所  
届出者  
氏 名  
(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

産業廃棄物処理業等を休止（再開）したので、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可の種類	
許可の区分	
許可年月日	年 月 日
許可番号	
事業の範囲	
休止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
再開年月日	年 月 日
休止又は再開した事業の範囲	
休止又は再開の理由	

注1 「許可の種類」欄には、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業のいずれかを記載してください。

2 「許可の区分」欄には、新規許可（許可の更新を含む。）又は変更許可のいずれかを記載してください。

様式第12号の2(第6条の2関係)

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

届出者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第14条の2第3項において準用する同法第7条の2<sup>第4項</sup><sub>第5項</sub>  
 第14条の5第3項において準用する同法第7条の2<sup>第4項</sup><sub>第5項</sub>の規定により、次のとおり届  
 第15条の2の6第3項において準用する同法第9条<sup>第6項</sup><sub>第7項</sub>  
 け出ます。

許 可 の 種 類	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 設 置 場 所	
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 種 類	
該 当 す る 欠 格 要 件	法第14条第5項第2号 イ (法第7条第5項第4号 ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト) 法第14条第5項第2号 ハ ・ ニ ・ ホ
欠 格 要 件 に 該 当 す る に 至 っ た 具 体 的 事 由	
欠 格 要 件 に 該 当 す る に 至 っ た 年 月 日	年 月 日

注1 「許可の種類」欄には、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業又は産業廃棄物処理施設の設置のいずれかを記載してください。

2 「産業廃棄物処理施設の設置場所」欄及び「産業廃棄物処理施設の種類」欄は、届出に係る許可の種類が産業廃棄物処理施設の設置の場合に記載してください。

3 「該当する欠格要件」欄、「欠格要件に該当するに至った具体的事由」欄及び「欠格要件に該当するに至った年月日」欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第4項、第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第4項又は第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第6項の規定により届け出る場合に記載してください。

4 「該当する欠格要件」欄は、該当する記号を○で囲んでください。

様式第13号(第6条の2の2関係)



特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更，廃止）報告書

年 月 日

（宛先）旭川市長

住 所  
報告者  
氏 名  
（法人にあつては，名称及び代表者の氏名）

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置（変更，廃止）したので，旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条の2の2第1項の規定により，次のとおり報告します。

事業場の所在地	電話番号 ( )
特別管理産業廃棄物の種類	
(ふりがな)	
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	職名 氏名
特別管理産業廃棄物管理責任者の資格	
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置，変更又は廃止の年月日及び理由	年 月 日 (理由)
※ 事務処理欄	

注 ※印の欄は，記入しないでください。  
様式第14号(第6条の2の2関係)

産業廃棄物処理実績報告書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住所  
報告者  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

年度の産業廃棄物の処理の実績について、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条の2の2第2項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	電話番号 ( )								
産業廃棄物 処理施設の種類の	処理した産業廃棄物の種類及び処理量 (t又はm <sup>3</sup> )				処理により生じた産業廃棄物 (t又はm <sup>3</sup> )				最終処分場にあつては年度末の残存容量 (m <sup>3</sup> )
	A	A	A	A	種類	排出量	処理方法	処分量	
合計									

注 処理した産業廃棄物の種類をA欄に記入し、それぞれの種類ごとに処理量を記入してください。  
様式第15号(第6条の2の2関係)

特別管理産業廃棄物処理実績報告書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住所  
報告者  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

年度の特別管理産業廃棄物の処理の実績について、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条の2の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	電話番号 ( )							
特別管理産業廃棄物の種類								
発生		自家処理				委託処理		
発生施設	発生量	運搬先	処分場所	処分方法	処分量	受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	運搬又は処分の別及び処分にあつては、処分方法	委託量

注 「発生量」、「処分量」及び「委託量」の欄には、それぞれ単位を記載してください。  
様式第16号(第6条の2の2関係)

(その1)

(表)  
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分実績報告書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所  
報告者  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分実績について、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条の2の2第4項の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類	許可の年月日			年	月	日	許可番号	第	号
産業廃棄物・ 特別管理産業 廃棄物の種類	委託者（排出事業者又は処分業者）			処 分			受 託 者		
	許 可 番 号	受託量		処分方法	処分量	処分後量	許 可 番 号	委託内容	委託量
	氏 名 又 は 名 称			処 分 場 所			氏 名 又 は 名 称		
	住所（排出場所又は積込場所）			住 所					

(裏)

産業廃棄物・ 特別管理産業 廃棄物の種類	委託者（排出事業者又は処分業者）			処 分			受 託 者		
	許 可 番 号	受託量		処分方法	処分量	処分後量	許 可 番 号	委託内容	委託量
	氏 名 又 は 名 称			処 分 場 所			氏 名 又 は 名 称		
	住所（排出場所又は積込場所）			住 所					

注1 委託者とは、報告者に処分を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と処分業者から再委託を受ける場合があります。

なお、処分業者からの再委託である場合はその空欄に（再）と記載してください。

2 受託者とは、報告者が処分を委託した者をいい、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあってはその空欄に（残）と、処分の再委託の場合にあっては（再）と記載してください。

3 「受託量」、「処分量」、「処分後量」及び「委託量」の欄には、それぞれ単位（t又はm<sup>3</sup>）を記載してください。

(その2)

産業廃棄物の処理施設における処分実績

産業廃棄物 処理施設の種類	処分した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類及び処分量 (t又はm <sup>3</sup> )				処分により生じた産業廃棄物 (t又はm <sup>3</sup> )				最終処分場にあつては年度末の残存容量 (m <sup>3</sup> )
	A	A	A	A	種類	排出量	処理方法	処分量	
合計									

注 処分した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類をA欄に記入し、それぞれの種類ごとに処分量を記入してください。  
様式第16号の2(第6条の3関係)

事 故 状 況 等 届 出 書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所  
届出者  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

廃棄物処理施設の事故の状況及び講じた措置の概要について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定処理施設の種類	
事故発生場所	
事故発生日時	年 月 日 (午前・午後) 時 分
措置完了日時	年 月 日 (午前・午後) 時 分
事故の概要	
環境への影響等	
措置の概要	

- 添付書類等
- 1 事故発生箇所の施設の平面図及び断面図並びに事故の概要を表す図等
  - 2 事故発生箇所の写真 (説明を付したもの)
  - 3 生活環境の保全上の支障が生じた範囲を表す図面
  - 4 その他参考となる書類

様式第17号(第8条関係)

最終処分場埋立処分終了届出台帳閲覧請求書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

請求者

氏 名

(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

最終処分場埋立処分終了届出台帳(写し)を閲覧したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の11第3項により、次のとおり請求します。

閲覧請求に係る最終処分場の所在地、設置者等	
閲覧請求に係る最終処分場と閲覧請求者との関係	
閲覧の目的	

注1 「閲覧請求に係る最終処分場の所在地、設置者等」欄には、当該最終処分場を特定できる程度の内容を記載してください。

2 「閲覧請求に係る最終処分場と閲覧請求者との関係」欄には、当該土地の所有権(取得予定のものを含む。)を有する等、当該最終処分場に係る具体的な関係を記載してください。